

(参考第3号)

修 正 箇 所 一 覧

案件名：都城市みんなでまちを美しくする条例

項 目	修 正 内 容	理 由
第1条	「路上喫煙等」を削除	美しいまちづくりを目的としている本条例に「路上喫煙等禁止区域」に関する事項を規定するのは、条例の趣旨から逸脱していると考えられるため削除。
第2条	(定義) 第2条の「(4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の用に供する場所をいう。(5) 路上喫煙等 公共の場所において喫煙することをいう。」を削除 (4) 及び (5) の削除に伴う号ずれを修正	第1条中「路上喫煙等」の削除並びに第7条及び第9条の削除による修正。
第7条	「(喫煙時の配慮) 第7条 何人も、次の各号のいずれかに該当するときは、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。 (1) 歩行中(自転車乗車中を含む。)であるとき。(2) 吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないとき。」を削除	美しいまちづくりを目的としている本条例に「喫煙」に関する事項を規定するのは、条例の趣旨から逸脱していると考えられるため削除。
第7条	「(ポイ捨て禁止区域又は路上喫煙等禁止区域の指定等) 第8条 市長は、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりを推進するために、空き缶等のポイ捨ての防止又は路上喫煙等の制限が特に必要と認められ、かつ、不特定多数の人が集中する区域を、それぞれポイ捨て禁止区域又は路上喫煙等禁止区域(以	美しいまちづくりを目的としている本条例に「路上喫煙等禁止区域」に関する事項を規定するのは、条例の趣旨から逸脱していると考えられるため削除。 本条例の趣旨をふまえ、特化した区域を設定するた

	下「美化等重点推進区域」と総称する。)に指定することができる。 2 市長は、前項の規定により美化等重点推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係する地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。 3 市長は、美化等重点推進区域を指定したときは、その旨並びにその区域及び区域の区分を告示するものとする。 4 前2項の規定は、美化等重点推進区域の指定の解除及び変更について準用する。」を 「(ポイ捨て禁止重点区域の指定等) 第7条 市長は、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりを推進するために、ポイ捨ての防止が特に必要と認められ、かつ、不特定多数の人が集中する区域を、ポイ捨て禁止重点区域に指定することができる。 2 市長は、前項の規定によりポイ捨て禁止重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係する地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。 3 市長は、ポイ捨て禁止重点区域を指定したときは、その旨並びにその区域を告示するものとする。 4 前2項の規定は、ポイ捨て禁止重点区域の指定の解除及び変更について準用する。」に修正	め、「ポイ捨て禁止区域」を「ポイ捨て禁止重点区域」に修正。 「空き缶等」は、「ポイ捨て」の定義に含まれているため削除。 第7条を削除したことによる条ずれを修正。
第9条	「(路上喫煙等禁止区域における喫煙の禁止) 第9条 何人も、路上喫煙等禁止区域においては、路上喫煙等をしてはならない。」を削除	本条例に「路上喫煙等禁止区域」に関する事項を規定するのは、条例の趣旨から逸脱していると考えられるため削除。
第10条から第14条及び附則	第7条及び第9条の削除に伴う条ずれを修正	

第 10 条	「(命令) 第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。 (1) ポイ捨て禁止区域内において、第 6 条の規定に違反した者 (2) 第 9 条の規定に違反した者」を 「(命令) 第 10 条 市長は、ポイ捨て禁止重点区域内において、第 6 条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。」に修正	命令権限を明確にするため、条文の冒頭に「市長は」を追記。 第 7 条及び第 9 条を削除したことによる条ずれを修正。
第 12 条	「(過料) 第14条 第12条の規定による命令に従わなかった者は、2 万円以下の過料に処する。」を 「(過料) 第12条 第10条の規定による命令に従わなかった者は、2 万円以下の過料に処する。」に修正	第 7 条及び第 9 条を削除したことによる条ずれを修正。
附則	「この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第12条及び第14条の規定は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。」を 「この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第10条及び第12条の規定は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。」に修正	第 7 条及び第 9 条を削除したことによる条ずれを修正。